

質 問 状

平成25年5月15日
東京弁護士会御中

健全な法治国家のために声をあげる市民の会 代表 八木 啓 代

先般、ご回答頂いた質問に対して、到底納得できる具体性のある回答でないため、再度、公開質問させて頂きたい。

1. 頂いたご回答の添付資料②「審査 補助員候補者及び指定弁護士候補者推薦等に関する規則」第2条の「審査補助員にあつては弁護士登録3年を超える者又は法曹経験が7年を超える者、かつ、日本弁護士連合会又は本会主催の審査補助員及び指定弁護士に関する研修を受講したことがある」候補者は、現在、東京弁護士会内に何人が該当するか。

2. その候補者の中から、いかなる方法で選任がなされるのか（くじ引き、自薦又は他薦等）

3. 澤新弁護士の場合、検察出身者であるだけでなく、自らの権力を不適切に使用した不祥事（具体的には、身内の脱税に際し、検察の封筒を使って、税務当局に圧力をかけたことが問題になった）で、「その地位を不当に使ったのではないかとの疑いが生じる恐れがあり、不適切な行為」として戒告処分を受け、辞職した人物であり、その際には、「検察全体の名誉にかかわることで、申し訳なかった」と話している。

検察全体の名誉にかかわる事案の補助弁護士に、自らの地位を不当に使った前歴があり、且つ、「検察全体の名誉にかかわる不祥事」を起こした人物は、まさに、第3条(1)の「審査補助員又は指定弁護士としての職務の遂行に著しく不適切な行為があつた者」であり、また、第4条(2)の「審査補助員又は指定弁護士としての職務を適正かつ公平に行うことができない特別の事情が認められる場合」に該当すると思われるが、なぜ、澤弁護士のこの経歴は、不適切と判断されなかったのか。これが不適切でないなら、どのような事情を不適切と判断するのか。

澤弁護士の経歴及び上述の検察官退官の経緯は貴会にとつても当然明らかとなっている事項であるから、当該事件の補助弁護士として適格性を欠くことは容易に想像できる場所であり、それにもかかわらず、そのような弁護士が漫然と推薦されたところに、弁護士会としての社会的責任に悖るものであつたと考えられないか。

このような人選をすることは、国民に疑念を抱かせない中立・公正さを求めて「判検交流」を批判していた弁護士会の立場と矛盾するものではないかとの疑問は持たなかったのか。

4. また、澤新弁護士は、本虚偽文書作成及び行使事件と深い関わりのある、陸山会事件の被疑者である小沢一郎氏と高校において3年間同級生という、この点においても、中立とは言えない立場であつた。東京弁護士会はこれを把握した上で、敢えて推薦されたのか。それとも、澤弁護士はこれに関して黙秘していたのか。

本件では、司法の一翼を担う貴会が審査補助員候補者の推薦制度を適切に運用しているか否かについて重大な疑義が生じているものであることから、司法が国民の信頼を取り戻すためにも、上記の疑問に対して、きちんとした説明を行って頂くことを要望する。

以上